知多市在宅ケアセンター事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市規則第３３号

知多市在宅ケアセンター事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知多市在宅ケアセンター事業に関する条例施行規則（平成６年知多市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（業務）

第２条　知多市在宅ケアセンター（以下「在宅ケアセンター」という。）は、次に掲げる訪問看護ステーションの業務を行う。

(1) 病状観察、清拭、洗髪等の訪問看護サービス

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な医師の指示による医療処置等

第４条第２項中「又は第５条」を削る。

第５条第１項中「第８条」を「第７条」に改める。

第１号様式中「知多市在宅ケアセンターを」を「知多市在宅ケアセンター（訪問看護ステーションを）」に改め、

「

訪問看護ステーション 居宅介護支援事業	
利用者　　住所 　　氏名 　　年　月　日生　　男・女	を

」

「

利用者　　住所 氏名 年　月　日生	に改める。

」

第２号様式中「印」を削り、

「

年　月　日	性　別	男　・　女	を

」

「

年　月　日	に改める。

」

第３号様式中

「

年　月　日	性　別	男　・　女	を

」

「

年　月　日	に改める。

」

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。